

# 岡山県の優遇制度

業種や規模に応じて、色々な分譲方法や補助金を用意しています。

## 補助メニュー

### 1 岡山県大型投資・拠点化促進補助金の概要

区分	製造工場、研究所等、製造業類似事業所（植物工場）				
	投資型	雇用型	R & D型 (初の先端的試験研究 施設への投資)	量産化型 (先端的試験研究からの 量産化)	拠点集約型 <sup>※2</sup>
投資額	50億円以上	—	1億円以上	5億円以上	10億円以上
新規常用雇用者数	20人以上	100人 (県北50)以上	5人以上	10人以上	—
補助対象経費	家屋の固定資産評価額 土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額 償却資産の取得額				
補助率	5% <sup>※1</sup>		10%	10%	15%
限度額 <sup>※3</sup>	県営産業団地70億円 市町村営等産業団地50億円 民有地25億円		（既立地10億円） 2.5億円	5億円	5億円
交付方法	一括交付（交付決定額が1億円以上の場合は、5か年での分割交付）				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として地元市町村が県と連携して、固定資産税の減免又は企業誘致のための助成をおこなう場合に適用する。ただし、県営産業団地に固定資産投資を行う場合又は既立地企業が固定資産投資を行う場合はこの限りではない。</li> <li>・先端的試験研究を行ってきた企業が、当該試験研究施設で行う事業で工場等へ固定資産投資を行う場合、試験研究施設から工場等までの投資額・新規雇用者数を通算し、補助要件を判断する。</li> <li>・植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に生産を行う施設をいう。</li> <li>・新岡山県企業立地促進補助金、新岡山県物流施設誘致促進補助金、再投資サポート補助金、本社機能移転促進補助金（設備補助金及び土地補助金）との併給はできない。</li> </ul>				

※1：県内初立地、超大型（200億円、200人以上）、航空機関連、EV関連の場合は、それぞれ補助率5%を上乗せする。

※2：県外の製造拠点、又は県外の製造拠点の主要な生産機能の一部を県内の事業所に移設し、集約すること。

※3：市町村営等産業団地は市町村の補助相当額と比較して低い方を限度とする。

## 2 新企業立地促進補助金の概要

区 分		新企業立地促進補助金 ※県営団地はリース事業者も含む	
		製造工場、製造業類似事業所（植物工場）	研究所等
対象地域		県内全域	
補助要件	県営・市町村営等産業団地 <sup>※1</sup>	土地取得面積	1,000㎡以上
	民有地 <sup>※2</sup>	土地取得面積	5,000㎡以上 (中山間地域は3,000㎡以上)
		固定資産投資額	大企業：5億円以上 中小企業：2億円以上 (中山間地域の場合 大企業：2億円以上 中小企業：1億円以上)
		新規常用雇用者数	大企業：30人以上 中小企業：10人以上
補助率等 <sup>※3</sup>	県営産業団地	補助率	土地に係る固定資産評価額×3%、家屋に係る固定資産評価額×9%、償却資産の取得額×9% ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園、吉備高原都市産業区）への立地の場合、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の20%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ（県南県営産業団地（岡山リサーチパークを除く。）への立地の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ）
		限度額	3億円（中山間地域は5億円）
	市町村営等産業団地 <sup>※1</sup>	補助率	土地に係る固定資産評価額×1.5%、家屋に係る固定資産評価額×4.5%、償却資産の取得額×4.5% ※県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）への立地の場合、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ
		限度額	3億円（中山間地域は5億円）
	民有地 <sup>※2</sup>	補助率	土地に係る固定資産評価額×0.75%、家屋に係る固定資産評価額×2.25%、償却資産の取得額×2.25%
		限度額	1.5億円（中山間地域は2.5億円）
交付方法	交付決定額1億円以上	5カ年での分割交付	
	交付決定額1億円未満	一括交付	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営産業団地に工場等を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に限る。</li> <li>・増設の場合の補助金の限度額及び補助率等は上記の1/2とする。</li> <li>・土地の取得（賃借）の後、3年以内に建設に着手すること。</li> <li>・植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に生産を行う施設をいう。</li> </ul>	

※1：市町村営等産業団地とは、市町村、公社、(独)中小企業基盤整備機構が事業主体として造成した工業・流通団地とする。

※2：県営団地、市町村営等産業団地であっても民間取引で取得した場合は民有地の扱いとする。

※3：補助率は、土地に係る補助金は固定資産評価額又は取得額のうちいずれか安価な額にかかり、家屋に係る補助金は固定資産評価額にかかる。

## 3 新物流施設誘致促進補助金の概要

区 分		新物流施設誘致促進補助金 ※県営団地はリース事業者も含む	
		県営・市町村営等産業団地	
対象地域		県営・市町村営等産業団地	
補助要件	県営・市町村営等産業団地 <sup>※1</sup>	土地取得面積	1,000㎡以上
補助率等 <sup>※2</sup>	県営産業団地	補助率	土地に係る固定資産評価額×3%、家屋に係る固定資産評価額×4.5%、償却資産の取得額×4.5% ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園、吉備高原都市産業区）への立地の場合、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の20%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ（県南県営産業団地（岡山リサーチパークを除く。）への立地の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ）
		限度額	3億円
	市町村営等産業団地 <sup>※1</sup>	補助率	土地に係る固定資産評価額×1.5%、家屋に係る固定資産評価額×2.25%、償却資産の取得額×2.25% ※県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター）への立地の場合、新規雇用10名以上の場合は、土地・家屋の固定資産評価額の10%を上限として、市町村の補助額と同額を上乗せ
		限度額	3億円
交付方法	交付決定額1億円以上	5カ年での分割交付	
	交付決定額1億円未満	一括交付	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営産業団地に工場等を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に限る。</li> <li>・増設の場合の補助金の限度額及び補助率等は上記の1/2とする。</li> <li>・土地の取得（賃借）の後、3年以内に建設に着手すること。</li> </ul>	

※1：市町村営等産業団地とは、市町村、公社、(独)中小企業基盤整備機構が事業主体として造成した工業・流通団地とする。

※2：補助率は、土地に係る補助金は固定資産評価額又は取得額のうちいずれか安価な額にかかり、家屋に係る補助金は固定資産評価額にかかる。

#### 4 本社機能移転促進補助金、本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金の概要

区分	本社機能移転促進補助金
対象者	県内に本社機能を移転する法人
交付要件	次の要件を全て満たすこと ①県内の本社機能を対外的に明示 ②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④資本金又は出資金の額が1,000万円超
補助額	【設備】家屋に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10%、償却資産の取得額×10% 【土地】土地に係る固定資産評価額(又は1年分の賃借料)×10% 【経費】事務所移転経費×10% 【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円(中山間地域:100万円) ※東京23区から移転する法人:補助率15%、補助単価100万円
限度額	5億円(中山間地域は限度なし)
交付方法	一括交付
その他	1 土地の取得、家屋の建設の有無は不問である。 2 雇用及び移転経費に係る補助金についてのみ、新潟山県企業立地促進補助金、新物流施設誘致促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金及び再投資サポート補助金との併給が可能である。

区分	本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金
対象者	本社機能移転促進補助金認定法人
交付要件	常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始すること。
補助対象経費	社宅の賃借に要する経費 (ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く)
補助率	2分の1
限度額	3,000万円(一戸当たり 月5万円)
補助対象期間	最長1年間
交付方法	各年度毎に実績交付
その他	1 補助対象期間は賃貸借契約期間のうち補助対象として法人が指定した期間(事業を開始した日から起算して1年6月以内の期間に限る。)とする。 2 国、市町村、その他の社宅賃借料に係る補助金との併給はできない。

#### 5 支店等新規開設促進補助金の概要

区分	支店等新規開設促進補助金
対象者	次のいずれかを満たす者 ①県内に支店等を新たに開設する法人 ②県内に設置していた支店等を廃止した日から3年以上経過後に県内に支店等を再び開設する法人
交付要件	次の要件①～⑤を全て満たすこと。 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④支店等の事業の用に供する部分の延床面積が100平方メートル超 ※賃貸の場合は賃貸借契約の期間が2年以上 ※集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは交付対象外 ⑤資本金又は出資金の額が1,000万円超  【イノベーション分野(クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野)】 次の要件①～③を全て満たすこと。 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。
補助額	(新規常用雇用者-9)×10万円(中山間地域は15万円) 【イノベーション分野】 新規常用雇用者×50万円(中山間地域は100万円)
限度額	200万円(中山間地域は300万円) 【イノベーション分野】 1,000万円(中山間地域は2,000万円)
交付方法	一括交付
その他	1 土地の取得、家屋の建設の有無は不問である。 2 新潟山県企業立地促進補助金、新物流施設誘致促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金、及び再投資サポート補助金との併給が可能である。
イノベーション分野の例示	①クリエイティブ関連分野:設計関連、デザイン関連等 ②情報通信関連分野:システム開発関連、映像制作関連、ゲーム関連等 ③研究関連:研究ラボ等 ※単に販売、サービス提供、営業、作業等のみを行う事業所は対象外

## 6 再投資サポート補助金の概要

区 分		具 体 の 内 容
対象者		次の要件①～②を全て満たす者 ①県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した企業であること。 ②補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び当該事業所の常用雇用者に係る雇用の維持又は創出が認められること。 (例：事業実施後における当該事業所の常用雇用者数が、事業実施前以上であること等)
交付要件		次の要件①～②を全て満たすこと ①固定資産投資額1億円以上であること。(※新規雇用者数は不問) ②次のいずれかを満たすこと。 (1)事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。 (2)事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。 (3)事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。
補助対象経費		家屋、償却資産の取得額
補助率(限度額)		1%(1億円)
交付方法		一括交付
その他		1 土地の取得に要する経費については、交付要件の投資額には算定可能だが、補助対象経費には含まない。 2 土地の取得、家屋の建設の有無は不問とする。 3 新岡山県企業立地促進補助金、大型投資・拠点化促進補助金との併給はできない。
定義	生産性	労働生産性(物的労働生産性又は価値労働生産性)のことをいい、次により算定する。 イ 物的労働生産性＝生産能力数量÷常用雇用者数 ロ 価値労働生産性＝生産能力額÷常用雇用者数
	新たな製品	当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に量産提供していなかった製品、当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品と比べて性能が向上する製品(性能を示す定量指数が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上する製品)又は用途若しくは販路等が異なる製品のことをいう。
	環境影響の軽減	大気(SOx、NOx、煤塵等)、水質(COD、チッ素、リン等)等の排出量等環境影響に関する数値が大幅に軽減することをいう。

※県の会計年度毎に一企業につき1回の申請を限度とする。

### 共通事項

- ①補助対象となる償却資産は、地方税法に基づく固定資産税の課税対象(償却資産課税台帳に記載されているもの)となる償却資産とする。
- ②新規常用雇用者とは、補助対象となった施設等に従事するため、立地決定日(立地協定日、土地売買契約日、賃貸借契約日等(支店等はその開設日の6月前の日))以降に雇用された岡山県内に住所を有する者又は岡山県内に新たに住所を定めた者で、かつ、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者とする。

### その他

過疎地域における県税の特例など、地方税の特例の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要がありますので、不動産取得税及び法人事業税については県民局税務部に、固定資産税については市町村の税務担当課まで、事前に確認をお願いします。

### 分譲メニュー

分譲等の方法	概 要	所有権移転時期	分譲価格等決定方法	金利等
用地を 買う	一括分譲制度	一括分譲	売買代金納入時	契約締結時の時価 ・固定金利1.0% ・固定資産税相当額 ・契約時に行う鑑定評価額
	貸付特約付分譲制度	10年を限度に貸し付け、期間満了時に分譲	売買代金等完納時	
	割賦分譲制度	10年(3年以内の元金据置期間を含む)以内の割賦分譲	即納金(売買代金の20%以上)支払時	・固定金利1.0%

※金利等は見直すことがあります。